

# 長岡市障害者基幹相談支援センターの役割・機能

H28.4.1現在

「基幹相談支援センター」とは、障害者総合支援法(障害者の日常生活を総合的に支援するための法律)第77条の市町村の地域生活支援事業のうち、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置できる施設です。  
地域の相談支援事業所と連携し、相談支援における様々な地域課題を解決できるような「基幹相談支援センター」を目指します。

## 長岡市 福祉課 基幹相談支援センター

### ①相談支援体制の強化

- ・増加する対応困難事例について、各相談支援事業所へのスーパーバイズ
- ・3障害への対応をはじめ発達障害、難病、触法ケース、長期入院者等の地域移行・地域定着にも対応できる総合的・専門的な相談支援体制づくり

### ②人材育成

- ・相談支援専門員のスキルアップのための各種研修会を企画・運営
- ・ケース検討会の開催などにより、地域課題の整理・集約と関係機関のスキルアップおよび連携強化

### ③障害者自立支援協議会

- ・障害者自立支援協議会の運営
- ・専門部会、ワーキング等による地域課題の検証と、その解決策の検討・提案

### ④障害者虐待防止センター

- ・障害者虐待の未然防止や早期発見、障害者の権利擁護のための普及・啓発
- ・虐待を発見した際の迅速な対応と、そのために必要な関係機関との連携協力体制の整備

アドバイザー事業

圏域センター  
長岡療育園・茨内

連携・指導

指定特定・委託相談事業所

ふかさわ

サスマイル

越路ハイム

あさひ

あさひ  
(分室こしじ)

さんわ

とちお

指定特定相談事業所

長岡療育園

ほのぼの

桜花園

クオリード

連携強化

ネットワーク強化

医療機関

保健所

教育委員会

特別支援学校等

児童相談所

司法協会

ハローワーク

障がい者就業・生活支援  
センターこしじ

社会福祉協議会

地域包括

入所施設

サービス提供事業所

地域の関係機関

相談支援事業所